

横須賀市介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

サービスコード		サービス名称略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			39	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			123	1日につき	
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268		
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	272	1回につき	
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	287		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サー ビス費 (独自) (短時間 サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2 (20分未満) ※1月につき22回まで		1回につき	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ支援加算		所定単位数の24/1000 加算		

※横須賀市では使用しないコードには色をつけています。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

①指定居宅介護事業所で介護福祉士等（※）により行われる場合 ×100%

サービスコード		サービス名称略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176	1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	272	
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	287	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ	初回加算	200単位加算	200
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ	介護職員等ベースアップ支援加算	所定単位数の24/1000 加算	

(※) 介護福祉士等とは、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)を言う。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

②指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等（※1）により行われる場合 ×70%

サービスコード		サービス名称略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A 2	1131	訪問型独自サービスⅠ／3	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	823	1月につき
A 2	2131	訪問型独自サービスⅠ／3日割			27	1日につき
A 2	1231	訪問型独自サービスⅡ／3	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1,644	1月につき
A 2	2231	訪問型独自サービスⅡ／3日割			54	1日につき
A 2	1341	訪問型独自サービスⅢ／3	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	2,609	1月につき
A 2	2341	訪問型独自サービスⅢ／3日割			86	1日につき
A 2	2431	訪問型独自サービスⅣ／3	ニ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	188	1回につき
A 2	2531	訪問型独自サービスⅤ／3	ホ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	190	
A 2	2641	訪問型独自サービスⅥ／3	ヘ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	201	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	
A 2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	チ 初回加算		200	200
A 2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100
A 2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ支援加算		所定単位数の24/1000 加算	

(※1) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等とは、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者(改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者を含む。))を含む。)、実務経験を有する者(平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。))及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「旧外出介護研修修了者」(※2)という。))を含む。))をいう。

(※2) 旧外出介護研修修了者が行う訪問介護については、通院・外出介助に限る。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

③指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合（※）・指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93%

サービスコード		サービス名称略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A 2	1141	訪問型独自サービスⅠ／4	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	1,094	1月につき	
A 2	2141	訪問型独自サービスⅠ／4日割			36	1日につき	
A 2	1241	訪問型独自サービスⅡ／4	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	2,185	1月につき	
A 2	2241	訪問型独自サービスⅡ／4日割			72	1日につき	
A 2	1351	訪問型独自サービスⅢ／4	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	3,466	1月につき	
A 2	2351	訪問型独自サービスⅢ／4日割			114	1日につき	
A 2	2441	訪問型独自サービスⅣ／4	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） ※1月の中で全部で4回まで	249	1回につき	
A 2	2541	訪問型独自サービスⅤ／4	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度） ※1月の中で全部で8回まで	253		
A 2	2651	訪問型独自サービスⅥ／4	ヘ 訪問型サービス費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） ※1月の中で全部で12回まで	267		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		
A 2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	チ	初回加算	200	200単位加算	
A 2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	リ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	
A 2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の137/1000 加算	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の55/1000 加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000 加算	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000 加算	
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ	介護職員等ベースアップ支援加算	所定単位数の24/1000 加算		

（※） 重度訪問介護従業者養成研修修了者（相当する研修課程修了者を含む。）が行う訪問介護については、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から横須賀市がやむを得ないと認める場合に限る。